

# くみあい通信



October



10月27日(水)の執行委員会で2010年度の統一要求項目を決定しました(ただし、一部追加の可能性あり)。全体で28項目になっています。各支部からの要求事項の集約とこれまでの大学側からの回答を踏まえ、それぞれの要求項目ごとに要求理由の説明(根拠)も記載する形としたため、全体でA4サイズ8ページの分量になっています。文書の全体は後日、配布しますが、ここでは項目のみをご紹介します。

組合では全職場の要求を取りまとめて大学と団体交渉を行っています。

## 2010年度 統一要求項目

1	附属学校設備について、以下及びその他の必要な改修、改善を行なうことを求めます。
2	附属学校園の再編統合について、改めて現在の状況を説明して下さい。また、構成員の意見・要望の聴取の実施について、その具体的計画または方針の説明を求めます。
3	附属学校における教育実習のあり方について再検討を求めます。また、教育実習全体の仕組み、中四国他大学附属学校での教育実習との比較、新規の実習による効果について説明と情報提供を求めます。
4	附属学校における人材確保のため、転籍者の採用にあたっては退職金の不利益をカバーする給与待遇を行なうことを要求します。
5	附属学校・幼稚園における時短実施及び1年単位の変形労働時間制の下での勤務実態と実労働時間の把握を行ない、報告することを求めます。 また、教職調整額に含まれる時間を超える時間外労働に対し、割増賃金を支払うことを要求します。
6	病気休暇等で教員に欠員が出た場合は、授業及び校務を担当する非常勤講師の補充を求めます。
7	助教の本給表の新設を求めます。
8	大学院調整額は2007年3月末までの通りに大学院所属の教員全員に調整数2を支給し、一方的な不利益変更を直ちに止めるよう要求します。また、この問題が解決されるまでは、大学院調整額の支給について現行の「暫定措置」を継続することを求めます。
9	学内非常勤講師手当を復活し、その支給を求めます。
10	昇給・昇格、勤勉手当の各部局等における評価基準の開示を求めます。また、特別手当については、職務遂行状況に応じたより公正・公平な職務手当へ解消することを求めるとともに、「回答」の最後の段落で述べられている4つの課題の検討状況を説明して下さい。
11	時間外労働及び休日労働に関する労使協定(36協定)について、特別時間外労働を行なう要件を厳格にし、また、限度時間は縮減する方向とすることを求めます。
12	教員の研究時間確保のため、裁量労働制適用下でも、授業・会議・診療による拘束時間が暦週20時間を超える場合は、時間外割増賃金相当額を支払うことを要求します。
13	労働時間の適法な管理をあらためて徹底することを求めるとともに、以下の各号を要求します。 (1)タイムカードやICカード等、より客観的な方法による労働時間の把握を求めます(ただし、裁量労働制適用者を除く)。 (2)とりわけ霞地区事業場における時間外労働の適正な申告を改めて周知、徹底させることを求めます。 (3)看護師、歯科衛生士、病院用務員(清掃員)、医療補助員の更衣に係る時間を労働時間として扱うことを要求します。 (4)研修会等への参加が労働時間として扱われるか否かについては、当該研修会等の年間計画と参加を労働時間として扱うか否かを所属部署ごとに明示した一覧表を作成し、公示することを要求します。また、病院及び病院内の各々が企画する病院内研修会への参加を業務として認めることを求めます。 (5)職員の始業・終業時刻と窓口応対時刻とを点検し、サービス時間外労働が発生しないより合理的な運営体制・運営方法の確立を要求します。



14	年次有給休暇未消化分の計画的消化を行なうこと、及び、当該消化計画日に勤務した場合は休日労働として扱うことを要求するとともに、そのための労働協約締結を求めます。
15	広島大学の教員の任期に関する規則(以下、「教員任期規則」と言う)に反する教員の短期雇用を行なわないことを要求します。
16	採用条件説明時において再任条件を明示していない「再任可の任期付き教員」について、本人が希望する場合は再任することを要求します。
17	任期付常勤職員(医療職・看護職)は、当初の任期満了後、更新することなく常勤職員とすることを、引き続き要求します。 
18	深夜交代勤務時のタクシー代を全額支給することを要求します。
19	看護師の夜勤回数を1人あたり月8回以内とし、未就学児の保護者及び55歳以上の看護師に夜勤をさせないことを引き続き要求します。
20	夜勤交替勤務のある看護師の勤務について、夜勤後の休日を週休にカウントしないことを、引き続き要求します。
21	ボーナス(業績手当)を2008年度(平成20年度)水準の年間4.50カ月に戻すことを要求します。
22	契約職員について、同一労働・同一賃金の原則に基づき、常勤職員と同等の本給体系の構築及び給与上の処遇を求めます。また、永年勤続表彰を常勤職員・契約職員の区別なく行なうことを要求します。 
23	2011年度(平成23年度)以降も引き続き、基盤研究費を削減しないことを要求します。
24	育児休業制度において、育児休業制度を利用する者がいる場合には必要な人員を補充し、育児休業制度を円滑に利用できる環境を整えることを求めます。
25	教職員の自家用車通勤について、東広島キャンパスのゲートバス代の徴収を止めるとともに、霞キャンパスにおける有料駐車パスの交付基準を明確化し、公平な交付とすることを求めます。
26	各キャンパスのバス停や通路等の照明器具運用状況を点検し、安全性確保に不十分と思われる力所の改善を求めます。
27	ハラスメント相談室に専門資格のある専任のカウンセラーを任期を定めずに置くことを、引き続き要求します。
28	学長選挙はすべての教職員に選挙権を与え、上位2名の候補者による決選投票を行なうことを要求します。

**英語特任教員問題**  
半期につき週10コマ(単独授業)の

\*\*\*\*\*  
10月26日(火)に、教育担当の上理事・副学長、財務・総務担当の河本理事、更に研究担当の山根理事・副学長にもご出席いただき、第2回目の団体交渉を持ちました。  
大学側から提出された他大学事例は組合側の独自調査から批判を行なって今回の案件との相違を明らかにし、実体験も踏まえた研究時間確保の困難性、現場の声の未反映、外国語教育研究センター運営において生じる問題性、具体的再任条件の未提示、そして教育主担当教員設置の問題などを指摘し、今回の公募内容が総合的に充分検討されたものでない問題性を浮かび上がらせました。  
2回の団体交渉において問題点が絞られて来たことから、今後は、組合側から合意確認書案を提示し、それを中心に交渉を続けて行くこととしています。  
\*\*\*\*\*

**(1) 「ひろば」、「くみあい通信」、「メール通信」の発行**

- ① 広報紙「ひろば」隔月発行 ② 「くみあい通信」隔月発行 ③ 組合メール通信 毎月中旬発行  
 なお、①と②は交互になりますので、毎月、どちらかを発行します。③はアドレス未登録の方は組合までお知らせ下さい。

**(2) 今後の執行委員会、支部連絡会議等**

① 執行委員会 (会議時間帯 19:00~21:00)

2010年 11月 24日 (水)	12月 22日 (水)	
2011年 1月 26日 (水)	2月 23日 (水)	3月 30日 (水)
4月 27日 (水)	5月 25日 (水)	6月 29日 (水)
7月 27日 (水)		

② 2011年度定期大会 2011年 7月 30日 (土) 13:00~

③ 支部連絡会議 (執行委員会の後に設定)

● 東広島地区 (会議時間帯 12:10~12:50)

2010年 11月 2日 (火)	11月 30日 (火)	2011年 1月 11日 (火)
2011年 2月 1日 (火)	3月 1日 (火)	4月 5日 (火)
5月 10日 (火)	5月 31日 (火)	7月 5日 (火)

● 広島地区 (会議時間帯 19:00~20:00)

2010年 11月 5日 (金)	11月 26日 (金)	2011年 1月 7日 (金)
2011年 1月 28日 (金)	2月 25日 (金)	4月 1日 (金)
4月 28日 (木)	5月 27日 (金)	7月 1日 (金)

(補足) 支部連絡会議の位置付け

- (1) 執行委員会議事の報告とその問題・課題等の共有化
- (2) 執行委員会報告を受けた課題等の具体化に関する討議と対応方針の決定
- (3) 各支部よりの問題・課題等の提出と討議
- (4) 各支部の状況の共有化



**(3) 「財政問題」と「全国組織への加盟検討」の課題に関する検討スケジュール**

① 「組合財政問題 (8月大会第3号議案一取り下げ)」に関する検討スケジュール

- (ア) 書記局による組合財政の具体的分析と問題・課題の整理 (10月上旬まで)
- (イ) 10月四役会議・執行委員会へ書記局より対応方針の提案
- (ウ) 10月執行委員会後の支部連絡会議へ対応方針の説明と、各支部における当該方針に関する討議の開始

② 「全国組織への加盟検討 (8月大会第6号議案)」に関する検討スケジュール

- (ア) 書記局による全国組織への加盟に関するメリット・デメリットの調査・分析と整理 (1月上旬まで)
- (イ) 1月四役会議・執行委員会へ書記局より対応方針の提案
- (ウ) 1月執行委員会後の支部連絡会議へ対応方針の説明と、各支部における当該方針に関する討議の開始

**東広島地区の過半数労働者代表 市川浩教授(総合科学研究科)が推薦した安全衛生委員 (計18名)**

市川 浩 (総科研)、平手 友彦 (総科研)、安野 正明 (総科研)、前杢 英明 (教育研)  
 井上 弥 (教育研)、伊藤 奈保子 (文学研)、古川 昌文 (文学研)、吉田 修 (社会研)  
 松生 建 (社会研)、若木 宏文 (理学研)、吉田 啓晃 (理学研)、中山 祐正 (工学研)  
 静間 清 (工学研)、海野 徹也 (生物圏)、橋本 俊也 (生物圏)、山本 春行 (国際研)  
 マハラジャン・ケシャブ・ラル (国際研)、寺見俊昭 (図書学術情報普及グループ)

# 時間外労働時間の実績 (2010年4月～2010年8月)

労働基準法では、1日8時間、週40時間を超えて労働させる場合には、使用者は事業場の労働者の過半数を組織する組合または過半数を代表する者との間で36（さぶろく）協定を結ばなければなりません。

広島大学では現在、下表の地区に生物生産学部附属練習船豊潮丸を加えた8事業場で36協定を交わしていますが、この36協定では1日当たり、1カ月当たり、1年間当たりのそれぞれ超過する時間の限度を設定します。豊潮丸を除き、この1カ月当たりの限度時間は45時間を基本とし、特別時間外労働として「一時的又は突発的に集中して業務を行う必要がある場合」は80時間（診療する医師は100時間。ただし、今後は80時間へ）としています。下表は、豊潮丸を除く、今年4月～8月の時間外労働の実績です。

<東広島地区安全衛生委員会資料より抜粋>

単位：時間

地区	2010年4月		2010年5月		2010年6月		2010年7月		2010年8月	
	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高
東広島	23.7	128	16.1	79.5	15.9	67.25	13.8	63.75	12.1	64.5
霞	15.8	79.75	14.4	69.75	14.4	94.75	14.5	71	13.2	60.5
東千田	26.1	68.25	12.6	33.75	14.6	44	11.9	37	10.8	33.25
翠	16.6	21.5	8.6	13.25	5.3	7.75	3.9	4.5	1.6	4
東雲	12.1	44.75	4.1	22	4.5	19.5	5	18	7.1	29.5
三原	21.6	23.75	11.1	15.75	9.8	16.5	7.2	16.25	7.2	11.75
福山	12.7	29	4.7	14.5	5.6	12	3.4	11	4.8	13.25
合計	18	128	14.8	79.5	14.7	94.75	14.2	71	12.8	64.5



## 霞支部主催 佐藤 真奈美 弁護士講演会のお知らせ 長時間労働—過労死裁判から学ぶ労働時間管理—

2010年11月4日（木）18:30～20:00 参加無料

霞キャンパス外来棟2階 会議室（スターバックス近く）

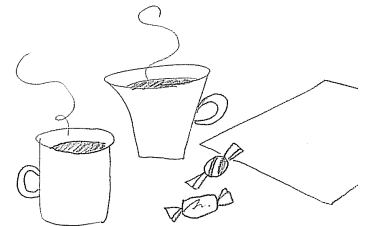
ひとつとではない過労死 あなたは働きすぎていませんか

過労死裁判から学ぶ命の大切さ、時間管理の重要性

「あなたの質問にもお答えします」コーナーあり



秋も深まってきました。一気に冬に移りそうです。今月号は組合活動のニュースとともに、挟み込みチラシ（2種）にて、10月より特約店新規加入の「丸大ハム歳暮ギフト幹旋特別企画」とおなじみ大日商事の「お菓特集」をお送りいたします。冬への備えにいかがでしょうか。次号は12月発行予定です。



発行 広島大学教職員組合

（東広島事務所 本部）

東広島市鏡山1-7-2（広大西口 西エネルギーセンター内）

内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556

union@hiroshima-u.ac.jp

（広島事務所）

広島市南区霞1-2-3

（霞キャンパス内 第3駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ1階）

内線（霞83）6081 TEL/FAX 082-255-6156

おいしさ新鮮

丸大食品



2010 モンドセレクション  
最高金賞受賞

王覇ホワイトロースハム

王覇ホワイトボンレスハム



特約店

★新規加入

丸大食品株式会社 中四国統括営業部 〒733-0035 広島県広島市西区南観音6-11-32

TEL 082-293-2111 FAX 082-293-2114 丸大食品HP <http://www.marudai.jp/>